

高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る
基本計画コンストラクション・マネジメント業務の公募型建築プロポーザル説明書

1 趣旨

本県では、広島県の医療を将来にわたって持続可能なものとするため「広島県高度医療・人材育成拠点基本構想」を策定しました。

本業務は、病院再編による新病院建設に関する基本計画（以下、「新病院の建設に係る基本計画」という。）の策定に向けて本県が別に発注した、「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画策定支援業務」及び「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の医療機能に係る基本計画策定支援業務」の受注者及び本県から、それぞれ技術的な中立性を保ちつつ、発注者である本県側に立って新病院の建設に係る基本計画における事業スケジュール、概算事業費及び事業手法の妥当性を確認するなど、大規模事業のコンストラクション・マネジメント業務（以下、「CM業務」という。）を目的とし、高度なマネジメント力、豊富な経験等を有する最適な委託者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画コンストラクション・マネジメント業務

(2) 業務内容等

- ア 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- イ 履行期間 契約締結の翌日～令和5年10月2日（月）

3 参加資格及び審査方法について

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

9 参加表明書の提出者の資格要件のとおりです。

(2) 一次審査

- ア 参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5者程度を選定しますので、技術提案書の提出要請を受けたものは、期限までに技術提案書を提出してください。
- イ 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は、別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

(3) 二次審査

- ア 一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、二次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各1名を特定します。
- イ 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおりです。

なお、技術提案書の提出にあたっては、次に掲げる事項に関する提案を行ってください。

提案内容	① 品質，コスト，スケジュールの管理の具体的方策について
	② 品質，コスト，スケジュールの管理について発注者の要望を実現するためのマネジメント方策について

4 日程

項目	日程
公募型建築プロポーザル 公示	令和5年3月17日（金）
質問書提出期限	令和5年3月22日（水）
参加表明書等の提出期限	令和5年3月27日（月）
1次審査の結果発表	令和5年3月下旬
技術提案書の提出期限	令和5年4月14日（金）
2次審査（公開ヒアリング）	令和5年4月18日（火）（予定）
2次審査の結果発表	令和5年4月下旬

5 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

6 広島県建築コンサルタント等業者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、広島県建築コンサルタント等業者選定委員会新病院基本計画CM業務審査部会（以下、「建築コンサルタント等業者選定委員会」という。）が行います。委員は、以下のとおりです。

- ・ 広島県土木建築局総括官（建築技術）
- ・ 広島県土木建築局営繕課長
- ・ 広島県健康福祉局医療機能強化担当課長
- ・ 広島県土木建築局建築課長
- ・ 広島県土木建築局営繕課設備工事担当監

7 担当課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
 広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）
 電話：082-513-2311
 電子メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

8 説明書に関する質問の受付及び回答

（1）質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを併記してください。

(2) 質問の受付期間

令和5年3月17日(金)から令和5年3月22日(水)まで

(郵送, 又は電子メールの場合は令和5年3月22日(水)17時必着とします。)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は, 順次, 県ホームページ上に掲載します。

なお, 最終回答は, 令和5年3月27日(月)までに県ホームページ上に掲載します。

9 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加に対する制限

- ア 本プロポーザルには, 単体企業のみが参加できるものとします。なお, 参加表明書等の提出は, 1単体企業につき1申請とします。
- イ 単体企業は, 業務の一部を協力企業に再委託することができます。ただし, 総合の分担業務分野は再委託できません。
- ウ 単体企業は, 他の単体企業の協力事務所として, 本プロポーザルに参加することはできません。
- エ 本建築コンサルタント等業者選定委員会の委員又は委員が関係する企業に所属する者は, 本プロポーザルに参加することはできません。

(2) 参加表明書の提出者に要求される資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 広島県の令和3・4年度の測量・建設コンサルタント業務(建築関係建設コンサルタント業務)の「建築一般」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし, この公示の日において認定されていない者であっても, 契約締結までに令和2年9月28日付け告示第1027号の定めに従って当該入札参加資格の認定を受けることを条件として, この要件を満たしているものとして取り扱う(入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は, 1次審査結果の発表後(令和5年3月下旬以降)に受付を行います)。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合, 裁判所から更生手続き開始決定がされている者であること。
- エ 公示の日から契約までの間のいずれの日においても, 広島県の指名除外措置を受けていないこと。
- オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく, 一級建築士事務所の登録を受け, 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士2名以上の事務所であること。
- カ 認定コンストラクション・マネジャー(以下, 「CCMJ」という。)が2名以上所属しており, 管理技術者として配置できること。
- キ 基本計画段階, 基本設計段階, 実施設計段階, 工事発注段階, 工事施工段階の内, いずれかの段階について, 本件調達の公示日の前日までの間に完了している, 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第11条の5に規定する病院をいう。以下「病院」という。)の新築又は増改築に係るコンストラクション・マネジメント業務の実績(共同企業体等での実績の場合は代表者であった場合のものに限る。)を有しており, 十分な見識・業務実績や勤務実績のある者が従事できる体制であること。
- ク 本県が別に発注した, 「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の建設に係る基本計画策定支援業務委託」及び「高度医療・人材育成拠点基本構想に基づく新病院の医療機能に係る基本計画策定支援業務」における受託者ではないこと。

ケ 他の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(3) 配置する技術者に要求される資格

ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者はCCMJ及び一級建築士の資格を有する者であること。

イ 管理技術者は、基本計画段階、基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、工事施工段階のCM業務の内、いずれかの段階について、本件調達の公示日の前日までの間に完了している、用途が病院の実績を有する者のうち、病院の新築又は増改築のCM業務を1件以上、管理技術者として携わった実績を有する者とする。

ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

ただし、総合、コスト管理、工事施工計画を担当する主任担当技術者については兼務することを可とする。

分担業務分野	業務内容
総合	基本計画策定の病院の建設に関するCM業務並びに構造、設備、コスト管理、工事施工計画に関するCM業務をとりまとめるCM業務
構造	基本計画策定の構造に関するCM業務
電気	基本計画策定の電気設備、昇降機等に関するCM業務
機械	基本計画策定の給排水衛生設備、空調換気設備等に関するCM業務
コスト管理	基本計画策定のコストに関するCM業務
工事施工計画	基本計画策定の工事施工計画に関するCM業務

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

エ 各主任担当技術者は下表の資格に関する要件及び実績に関する要件を満たす者であること。

分担業務分野	要件
総合	・ CCMJ 又は一級建築士の資格を有する者とする。 ・ 用途が病院のCM業務実績を有する者とする。
構造	・ CCMJ 又は構造設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ CM業務実績を有する者とする。
電気	・ CCMJ、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ CM業務実績を有する者とする。
機械	・ CCMJ、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者とする。 ・ CM業務実績を有する者とする。
コスト管理	・ CCMJ、建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ CM業務実績を有する者とする。
工事施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCMJ 又は一級建築施工管理技士の資格を有する者とする。 ・ CM業務実績を有する者とする。

オ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、県の指名除外措置を受けていないこと。
 なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

10 参加表明書等の作成等

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書等を担当課に提出してください。

ア 提出期間

令和5年3月17日（金）～令和5年3月27日（月）

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は提出期間の広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に基づく県の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時までとします。（郵送の場合には令和5年3月27日（月）17時必着とします。）

ウ 提出書類

（ア） 参加表明書（様式1から様式5）を各1部（左綴じ）及び電子データ（様式1から様式5：Excel）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、提出してください。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

なお、広島県の令和3・4年度の測量・建設コンサルタント等業務（建築関係建設コンサルタント業務分野）の「建築一般」の部門に係る入札参加資格の認定を受けている場合は、登録番号を記載してください。

イ 様式2（提出者（コンサル等業者）の経歴等）

提出者について、次のとおり記載してください。

① 名称

提出者の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成25年3月以降の業務で公示日の前日までに業務完了しているものの実績を1件記載してください。記載内容を別紙1の基準に則って評価対象とします。

ウ 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属，役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士及びCCMJの登録番号を記入するとともに，資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成 25 年 3 月以降のCM業務で公示日の前日までに業務完了しているものの実績を，1 件記載してください。記載内容を別紙 1 の基準に則って評価対象とします。なお，再委託を受けた業務の場合，発注者欄に契約相手方を記載し，事業主を（ ）書きしてください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち，（一社）日本コンストラクション・マネジメント協会が設けている『CM選奨』の受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて，受賞年月，対象施設の名称，施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに，受賞実績がわかるもの（賞状のコピー，掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。なお，受賞歴は1 件記載してください。

エ 様式 4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に，様式 3 と同様に記載してください。

ただし，「③保有資格」については，技術者の保有する資格のうち，次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに，当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	CCMJ
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	CCMJ
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士
	CCMJ
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士
	CCMJ
コスト管理	建築コスト管理士
	建築積算士
	CCMJ
工事施工計画	一級建築施工管理技士

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

11 技術提案書の提出者の選定

建築コンサルタント等業者選定委員会で、提出された参加表明書の評価を行い、技術提案書の提出者を選定します。選定の結果は、建築コンサルタント等業者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

（1）選定のための基準等

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

イ 技術提案書の提出者の選定数等

技術提案書の提出者は5者程度を選定します。

（2）選定結果の通知

令和5年3月下旬

なお、選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、県ホームページに掲載し公表（別紙3）することとしています。

（3）非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）に基づく県の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非選定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで（休日を除く）

12 技術提案書の作成等**（1）提出書類**

11（2）により選定の通知を受けた者で、技術提案書の提出を希望する者は、技術提案書を担当課に提出してください。

ア 提出期間

令和5年3月31日（金）～令和5年4月14日（金）

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は提出期間の休日を除く毎日9時から17時までとします。(郵送の場合には令和5年4月14日(金)17時必着とします。)

ウ 提出書類

(ア) 様式6から様式9までを各1部作成し、電子データ(様式6から様式9まで)を保存したCD-R1部と合わせて、担当課へ提出してください。

(イ) 広島県の「建築一般」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、令和3・4年度 測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、「6 担当課(広島県土木建築局営繕課)」に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。(入札参加資格の認定を受けていない者の認定申請は、1次審査結果の発表後(令和5年3月下旬以降)に受付を行います。)

記入要領等不明な点がある場合には、広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ(082-513-3821)にお問い合わせください。

県HP：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

各様式(様式8を除く)とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によってください。様式7から様式9については、技術提案書を特定するための評価項目として用います。その際の評価基準は、13(2)「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

文章の文字サイズは10.0ポイント以上、判読できるものとしてください。

ア 技術提案書

(ア) 様式6

(イ) 様式7(業務実施方針書)

以下の内容がわかるように簡潔に記述してください。

- ・業務の理解度
- ・業務の実施方針(実施手順、組織体制等)

(ウ) 様式8(技術提案書)

以下の内容がわかるようにA3横に2枚以内にまとめて記述してください。

- ・業務の的確性(基本計画策定に係る新病院建設事業の品質管理、コスト管理、スケジュール管理等)
- ・業務の実行性(具体的かつ効果的であり、実効性が高いことがわかる内容等)

(エ) 様式9(参考見積額)

業務委託料の積算の際の参考として用います。

13 技術提案書の特定

建築設計者選定委員会で、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者(以下「候補者」という。)として、特定者1名、次点者1名を特定します。特定の結果は、建築設計者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

(1) ヒアリングの実施

令和5年4月18日（予定）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。

なお、ヒアリングの日時、場所等は技術提案書の提出者に別途連絡します。

（2）技術提案書を特定するための評価基準

別紙2「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

（3）特定結果の通知

令和5年4月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）は、県ホームページで掲載し公表（別紙4）することとしています。

（4）非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、広島県知事に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで

14 契約書作成の要否等

（1）本業務の契約は、県とコンサル等業者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書（案）及び仕様書（案）は別紙5及び別紙6のとおりです。

（2）本業務の参考業務額は、28百万円程度（税込み）を想定していますが、様式9により提示された参考見積額を参考に業務委託料を決定する予定としています。

15 その他の留意事項

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。

（3）参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（4）提出された参加表明書等は返却しません。

（5）提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。

（6）提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。

ただし、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。

（7）県は、本プロポーザルについて、公表（ホームページ等）を予定しています。

（8）参加表明書等の提出は、1単体企業につき1申請とします。

（9）提出期限以降における参加表明書等の差替え及び再提出は認めません。

また、参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとしますが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得る必要があります。

- (10) 参加表明書等に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (11) 技術提案書（様式6）の作成にあたっては、「2 業務の概要（2）業務内容等」を参考としてください。なお、各提案書における業務方針との整合性については、評価に際し考慮されますが、失格要件ではありません。
- (12) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、広島県建築コンサル等業者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式によりコンサル等業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び事業計画が変更又は中止される場合があります。この場合、参加者に対して県は一切の責任を負わないものとします。
- (15) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本説明書及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「11 技術提案書の提出者の選定」、「13 技術提案書の特定」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けませんので、ご了承ください。